

病院窓口での支払いが自己負担の上限額で すむようにサービス向上を！

総務省栃木行政評価事務所に、次の行政相談が寄せられ、同事務所から全国健康保険協会管掌健康保険（以下「協会けんぽ」という。）栃木支部に対しあっせんした結果、同支部では全国病院協会栃木支部を介して栃木県内の医療機関に協力依頼し、平成22年6月までに111か所の医療機関に、限度額適用認定証（以下「認定証」という。）の申請書を添付した高額療養費の現物給付制度（以下「現物給付制度」という。）に係るパンフレットとポスターが配布されました。

高額療養費・・・医療機関入院等により、窓口で高額となった医療費を支払った場合に、一定の金額（自己負担限度額）を超えた部分が払い戻される制度です。

現物給付制度・・・入院する場合に、健康保険証を添えて限度額適用認定証を医療機関に提示することにより窓口で自己負担限度額のみを支払で済む制度です。

本件申出のような相談は栃木県内だけにとどまらず、全国で申し出られる可能性があることから、関東管区行政評価局行政苦情救済推進会議（座長：松尾邦弘弁護士 元検事総長ほか6名）において検討した結果を踏まえて、平成23年4月4日、全国健康保険協会に対し高額療養費の現物給付に必要な限度額適用認定証の交付に係る申請書の医療機関への配布等サービスの向上を図るようあっせんします。

【相談要旨】

夫（協会けんぽの被保険者）が入院した後、認定証を医療機関に提示することにより、窓口では自己負担限度額のみを支払で済む現物給付制度を知ったが、認定証の交付申請に必要な限度額適用認定申請書（以下「申請書」という。）が病院に置かれておらず、結局、認定証の交付は夫の退院日に間に合わなかった。

協会けんぽは、被保険者に対するサービス向上のため、入院設備の整った病院に認定証の交付を受けるための申請書や現物給付制度の説明用パンフレット等を配備するようにしてほしい。

（注）本件の場合には、認定証を医療機関に対し「退院時までの支払い前に」提示していれば、当該医療機関の対応で高額療養費の現物給付制度を適用することができたものである。



制度の概要

従来は 70 歳以上の被保険者やその被扶養者（以下「加入者」という。）のみに適用されていた現物給付制度が、平成 19 年 4 月から 70 歳未満の加入者であっても適用されるようになりました。この現物給付制度とは、入院に係る高額療養費について、加入者から保険者に認定証の交付の申請を行い、交付された認定証を医療機関に提示することにより、自己負担限度額のみでの支払で良くなり、一度に用意する費用が少なくて済むというものです（資料参照）。

認定証の交付の申請先は、協会けんぽの場合は協会けんぽの各都道府県支部となっています。

現物給付制度の導入には、i) 患者が医療機関の窓口で多額の現金を支払う必要がなくなること、ii) 高額療養費の申請漏れが減少すること、iii) 患者が医療機関の窓口で支払う額が少なくなり、未収金について一定の改善が期待されること等のメリットがあります。



当局の調査結果

◆ 厚生労働省による周知等

厚生労働省では、医療保険制度の保険者が異なる中で現物給付制度の周知を図るためには、各医療機関の入院受付窓口において周知することが最適と判断し、当該制度が導入される直前の平成 19 年 3 月に同省、日本医師会等の連名で医療機関掲示用のポスターを作成して、社会保険庁（当時）の都道府県社会保険事務局を通じて医療機関に 1 枚ずつ配布しました。また、厚生労働省のホームページに当該制度の解説を掲載しています。

◆ 協会けんぽ本部

同本部では、ホームページに現物支給制度の内容を掲載したり、申請書をダウンロードできるようにするなど、同制度の周知や申請書の配布等について、努力しているところである。

◆ 協会けんぽ支部の状況

都道府県支部においては、各支部のホームページに現物支給制度の内容を掲載するのはもちろんのこと、事業主等に対しチラシやリーフレットを配布する等同制度の周知に努めているとともに、申請書についてもダウンロードできるようにしている。

しかしながら、当局が、管内 1 都 9 県の協会けんぽ支部における医療機関への申請書の配布状況及び 14 医療機関における申請書の配備状況を調査した結果は、以下のとおりです（平成 23 年 1 月現在）。

・ 医療機関への申請書の配布状況

1 都 9 県のうち 1 協会けんぽ支部では病院に対して申請書の配布を行っていない。

・ 医療機関における申請書の配備状況

1 都 9 県の 14 医療機関のうち 9 医療機関では申請書を備え付けられていた。

当局の調査結果等からは、協会けんぽ支部が都道府県内に 1 か所しかなく、協会けんぽの一部都県支部で当該制度が加入者に必ずしも十分に周知されているとは言い難い状況が認めら

れ、当該制度の利用希望者が申請書の入手を希望する場合、郵送やホームページからダウンロードするほか、協会けんぽ都道府県支部又は年金事務所でしか入手することができないため、医療機関に申請書を配布することのメリットは大きいものと認められる。

【あっせん等の要旨】

協会けんぽ本部は、被保険者に対するサービス向上の一環として、現物給付制度の更なる周知を図るとともに、申請書の医療機関への配布又は郵送やホームページからでも入手できることについて、各医療機関の協力を得つつ周知及び配布等の拡大について、より一層の努力をする必要がある。

【連絡先】 関東管区行政評価局総務部 首席行政相談官室

電 話： 048-600-2313